

豊中市花いっぱい運動推進要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づき市が、市民、事業者又は民間団体の行う地域における花いっぱい運動に関する活動に関し必要な助言、指導等の支援を行い、これらの者と協働して地域の花いっぱい運動の推進に努めることを目的とする。

(活 動)

第2条 前条の目的を達成するため、市、市民、事業者又は民間団体は、市域内の公園や緑道あるいは民有地などの視認性の高いオープンスペース等を活用して、四季の花を咲かせる等、とよなか花いっぱい大作戦などの花いっぱい運動の活動に取り組むものとする。

(支 援)

第3条 市は、花いっぱい運動の活動に取り組む市民、事業者又は民間団体などに対し、次の支援を行うことができる。

- (1) 花壇等設置の支援
- (2) 花の種子・球根等の提供
- (3) 講習会の開催
- (4) 人材の育成、助言
- (5) 市ホームページ等での花壇及び活動等の紹介
- (6) その他花いっぱい運動の活動に必要なこと。

2 市は、予算の範囲内において、広く効果的な支援を行うものとする。

(条 件)

第4条 花いっぱい運動の活動に取り組む者は、花壇の設置など活動する場所の管理者あるいは所有者の了解を得なければならない。

2 設置する花壇は、多くの市民が楽しむことのできる場所とし、収穫等を目的とした個人的な使用をしてはならない。

(届 出)

第5条 花いっぱい運動の活動に取り組む者が、市の支援を受けようとする場合には、あらかじめ市長に対して、活動場所、団体名、活動人数、代表者等を届け出ること。

2 活動を休止または中止しようとする場合も、その旨届け出ること。

(表 示)

第6条 花いっぱい運動の活動に取り組む者は、活動区域内に花いっぱい運動の活動を示す看板等を表示するとともに、団体名などが判るようにすること。

附 則 この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日から施行する。